

第 18 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月25日 16:30～17:05

場 所 役場庁舎 会議室

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：鈴木委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

4 番 内田委員
5 番 大島委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 12月の業務報告について
- (3) 1月の業務予定について

4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 現況証明願の承認について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 1月27日（月）午後1時30分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１８回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、鈴木委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん大変ご苦勞様でございます。 それでは総会を進めて参りたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ４番 内田委員、５番 大島委員この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 水崎委員から農協の粗生産高について説明お願いいたします。
水崎委員	それではよろしく申し上げます。 先般の回答でも皆さん説明あったと思うんですけども、今年の農業粗生産高はですね、これちょっとデータが古い気がします。１６４億ですね、たしかその額だったんですよ。 麦の方もまずまずの製品１０．５３億ということで、全部１等だということで報告がありました。 豆類の方もまずまず順調でしたよと。 馬鈴しょですけども澁原がとても良かったです。 甜菜は８トン２５０キロとありますけど、移植が８トン８００キロで、直播では８トン４００キロぐらいと言っていましたよ。 ７：３の割合で、来年は８：２になるんじゃないかという報告がありました。 枝豆のほうはまずまず、いんげんがちょっと振るわなかったという報告でした。 あと下の酪農関係ですけども、牛乳の方はまずまず搾れるようにはなったんですけど乳価が高くなりましたので売上の方は上がっております。 また育成牛、販売する方は低価格で推移してまして寂しいような状態になっています。 鶏卵は鳥インフルの関係で去年とても価格が上がってたわけですけども、今年はちょっと厳しいような状態。 ブロイラーは１１０％上ということです。 肉豚は去年の猛暑で出荷頭数が減ってはいるけれど価格は安定しているということで報告されています。 それでトータル１６４億、畑作は６１億だったと思うんです。 そんなことで、今年はまずまず良い結果が生まれたと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。

事務局長	その他、皆さんの方からなければ、 （２）１２月の業務報告 及び （３）１月の業務予定について、事務局から説明願います。 （２）１２月の業務報告についてですが、 ７～８日で東京ふるさと会があり、出羽会長に参加していただきました。 １０日から１２月議会が開会となり、出羽会長が出席していただいております。 次に（３）１月の業務予定についてですが、 １２日２０歳を祝う会に出羽会長出席していただきます。 １６日に芽室町にて農業者年金の研修があります。こちらの案内につきましては、総会議案の配布に合わせてご案内しております。明後日２７日までにご報告をお願いいたします。 下旬の総会となっております。 欄外になりますが、南十勝の研修会の予定を掲載しております。ホテルの都合で早めに集約をさせていただきました。まだ先ですのでこれから都合悪くなったということもあると思いますので、そのときは事務局にご連絡いただきたいと思います。 あとその下は会長と埴田代理と事務局の関係になりますけども、１２月１４日午後から帯広で研修会と懇親会がありますのでご予約していただきたいと思います。 以上となります。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号 合意解約通知の成立状況の確認について 関連ありますので一括して、合意解約の番号１番から３番までについて事務局から説明願います。
事務局長	４ページをご覧ください。番号１番から３番まで関連がありますので一括して提案させていただきます。 番号１番です。 貸主は、山崎正彦さんで、借主は、阿部敏博さんです。 議案４ページ下段をご覧ください。令和４年１２月２７日から農地法第３条により賃貸借をしていましたが、令和６年１２月９日をもって合意解約する通知の提出がありました。 続きまして、番号２番です。 貸主は、山崎明知さんで、借主は、阿部敏博さんです。 議案５ページ中段をご覧ください。令和４年１２月２７日から農地法第３条により賃貸借をしていましたが、令和６年１２月９日をもって合意解約する通知の提出がありました。

	続きまして、番号３番です。 貸主は、北村幸子さんで、借主は、阿部敏博さんです。 議案４ページ下段をご覧ください。平成２４年４月６日から農地法第３条により賃貸借をしていましたが、令和６年１２月９日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件３件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号 合意解約の番号１番から３番までについて、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	議案第１号 合意解約の番号１番から３番は、原案どおり可決決定されました。
事務局	議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について、 （１）賃借権設定の番号１番について説明願います。 議案６ページをご覧ください。 賃貸借の番号１番です。 貸主は、岡田紀明さんで、借主は、山田晴生さんです。 土地の所在は、西戸蔦東３線１７１番２ほか、合計４筆、46,104.00㎡です。 賃貸借期間は、令和７年１月１日から令和１７年１２月３１日までの１１年で、借賃は１０アール当たり８,５００円、年額 ３９１,０００円です。 議案７ページに位置図を、８ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、柴田委員、濱野委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書１ページに記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。

議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。
	9 番 柴田委員 何か補足などありませんか。
柴田委員	ありません。
議長	1 2 番 濱野委員 何か補足などありませんか。
濱野委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 (1) 賃借権設定の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第 2 号 (1) 賃借権設定の 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	続いて、賃借権設定の番号 2 番について説明願います。
事務局	議案 9 ページをご覧ください。 賃貸借の番号 2 番です。 貸主は、山崎正彦さんで、借主は、阿部慶太さんです。 土地の所在は、栄東 1 線 2 6 3 番 3 ほか、合計 1 6 筆、74,430.70 m²です。 賃貸借期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日までの 1 1 年で、借賃は 1 0 アール当たり 9,000 円、年額 669,000 円です。 議案 1 0 ページに位置図を、1 1 ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 2 ページに記載のとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 2 番について、現地確認委員の意見を求めます。
議長	3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。

佐藤委員	ありません。
議長	5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 (1) 賃借権設定の番号 2 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第 2 号 (1) 賃借権設定の 2 番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、賃借権設定の番号 3 番について説明願います。
事務局	議案 1 2 ページをご覧ください。 賃貸借の番号 3 番です。 貸主は、山崎明知さんで、借主は、阿部慶太さんです。 土地の所在は、栄東 2 線 1 4 9 番 1 ほか、合計 6 筆、49,162.00 m ² です。 賃貸借期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの 1 年で、 借賃は 1 0 アール当たり 8,750 円、年額 430,000 円です。 議案 1 3 ページに位置図を、1 4 ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 3 ページに記載のとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 3 番について、現地確認委員の意見を求めます。
	3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。

議長	それでは、賃借権設定の番号３番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（１）賃借権設定の番号３番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	議案第２号（１）賃借権設定の３番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、賃借権設定の番号４番について説明願います。
事務局	議案１２ページをご覧ください。 賃貸借の番号４番です。 貸主は、北村幸子さんで、借主は、阿部慶太さんです。 土地の所在は、常盤西２線２６３番１の３ほか、合計３筆、30,000.00㎡です。 賃貸借期間は、令和７年１月１日から令和１１年１２月３１日までの４年で、 借賃は１０アール当たり８,０００円、年額 240,000円です。 議案１５ページに位置図を、１６ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、大島委員、加茂委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書４ページに記載のとおり、 農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号４番について、現地確認委員の意見を求めます。 ５番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	１０番 加茂委員 何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号４番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（１）賃借権設定の番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第２号（１）賃借権設定の４番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用賃借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	議案１７ページから１９ページ上段をご覧ください。 使用貸借の番号１番です。 阿部敏博さん所有の農地を経営移譲のため息子の阿部慶太さんへ使用貸借する案件です。 土地の所在は、栄東１線２７４番１の他、合計７６筆、556,644.87㎡です。 使用貸借期間は、令和７年１月１日から令和１７年１２月３１日までです。 議案２１ページに位置図を、２２ページから２５ページに地番図をお付けしております。
	なお、本案件は別紙でお配りしている調査書５ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
	説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用賃借権の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。
	３番　佐藤委員　何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	５番　大島委員　何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	１０番　加茂委員　何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは、使用賃借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第２号（２）使用貸借権の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用貸借権設定の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	議案１９ページ中段から２０ページをご覧ください。 使用貸借の番号２番です。 井原芳則さん所有の農地を経営移譲のため息子の井原匡啓さんへ使用貸借する案件です。 土地の所在は、南常盤東２線２８３番１の他、合計５０筆、386,438.97㎡です。 使用貸借期間は、令和７年１月１日から令和１７年１２月３１日までです。 議案２６ページに位置図を、２７ページから３０ページに地番図をお付けしております。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書６ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号２番について地区担当委員の意見を求めます。 ５番　大島委員　　何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	１０番　加茂委員　　何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。

委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第２号（２）使用貸借権の２番は、原案どおり可決決定されました。 議案第３号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、 売買の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	議案３１ページをお開きください。 今回の案件は、売買１件、賃貸借１件、利用権移転８件です。 売買の番号１番です。 前多福昭さんから公益財団法人北海道農業公社への所有権移転の案件です。 土地の所在は、元札内西１線２９８番１のほか、合計７筆、25,370.89㎡の農地で、 所有権移転の時期は令和６年１２月２６日です。 対価の支払期限は、令和７年２月１４日までで売買価格は３,４２０,０００円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 次の賃貸借１号については、 八田委員が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (八田委員は退席)
議長	会議を再開いたします。 賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。

事務局	議案の３２ページをご覧ください。賃貸借の番号１番です。 貸し主は、公益財団法人北海道農業公社で、借り主は八田侑也さんです。 土地の所在は、元大正基線１７６番１のほか、合計１０筆、38,067㎡の農地で、賃貸借期間は、令和６年１２月２６日から令和１１年１０月２７日までの５年間で、借賃は、年額114,200円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （八田委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 利用権移転の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	議案の３３ページをご覧ください。利用権移転の番号１番です。 井原芳則さんが春日ミサオさんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの井原匡啓さんに移転する案件です。 土地の所在は、南常盤東３線２９１番１ほか、合計９筆、46,902.49㎡の農地です。 期間は、令和６年１２月２６日から令和９年１２月３１日までの賃貸借で、借賃は年額360,000円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 利用権移転の番号 2 番から 8 番まで一括して、事務局から説明願います。
事務局長	議案の 33 ページから 35 ページをご覧ください。関連ありますので、利用権移転の番号 2 番から 8 番まで一括して説明いたします。 番号 2 番。 阿部敏博さんが砂岡英晴さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 1 線 265 番 1 のうち他、合計 3 筆、48,368.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 12 月 31 日までの賃貸借で、借賃は年額 386,000 円です。 続いて、番号 3 番。 阿部敏博さんが小森八重子さん他 4 名の共有名義から借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 1 線 273 番 1 の 2 ほか、合計 2 筆、24,000.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 12 月 26 日から令和 10 年 12 月 31 日までの賃貸借で、借賃は年額 168,000 円です。 続いて、番号 4 番。 阿部敏博さんが道見重遠さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、南常盤東 1 線 366 番 1 のほか、合計 8 筆、14,423.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 12 月 26 日から令和 10 年 12 月 31 日までの賃貸借で、借賃は年額 115,000 円です。 続いて、番号 5 番。 阿部敏博さんが林千尋さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 2 線 269 番 1 のほか、合計 5 筆、48,469.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 12 月 26 日から令和 14 年 12 月 31 日までの賃貸借で、借賃は年額 376,000 円です。

	続いて、番号 6 番。 阿部敏博さんが林千尋さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 1 線 2 5 4 番 2 の 1 筆、16,765.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借で、 借賃は年額 134,000 円です。 続いて、番号 7 番。 阿部敏博さんが北村幸子さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 2 線 2 6 3 番 1 の 2 のほか、合計 3 筆、35,000.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借で、 借賃は年額 280,000 円です。 続いて、番号 8 番。 阿部敏博さんが建部弘次さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの阿部慶太さんに移転する案件です。 土地の所在は、常盤西 2 線 2 7 1 番 1 の 1 筆、40,583.00 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借で、借賃は年額 324,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号 2 番から 8 番まで、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 2 番から 8 番までについて原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号 2 番から 8 番までは原案どおり可決されました。 次に、議案第 4 号 現況証明願の承認について、番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局	議案の 3 6 ページをご覧ください。

	番号１番です。 申請者は、山本よう子さんで、登記地目の畑を現況地目の宅地に変更するための申請です。 土地の所在は、協和東１線３３４番２のうち、合計３筆、合計 603.49 ㎡の土地です。 ３７ページに位置図を、３８ページ、３９ページに地番図をお付けしています。 現地確認は、埤田代理、八田委員、内田委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して４番 内田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
内田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局	（１）あっせん協議について 今月は、売買のあっせん申出が１件となります。 議案の４０ページをご覧ください。売買の番号１番です。 土地所有者は、太田孝良さんで、土地の所在は、中戸蔦東６線１２８番１の他、合計６筆、39,859.00 ㎡の農地です。 ４１ページに位置図を、４２ページに地番図をお付けしております。 説明は以上です。
議長	ただいま説明がありました。

	それでは、売買の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないようですので、番号 1 番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号 1 番について、あっせん委員の指名をします。 7 番山口委員、9 番柴田委員、11 番水崎勝秀委員、12 番濱野委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 次に協議事項(2)その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、続いて、日程 6 (1) その他ですが (1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	(1) 次回の総会ですが、1 月 27 日(月) 午後 1 時 30 分から役場庁舎でお願いいたします。
議長	次回の総会は、1 月 27 日月曜日の午後 1 時 30 分からということで、開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 (2) その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、以上で第 18 回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした。」の声) (17 時 05 分閉会)

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和6年12月26日

議長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）